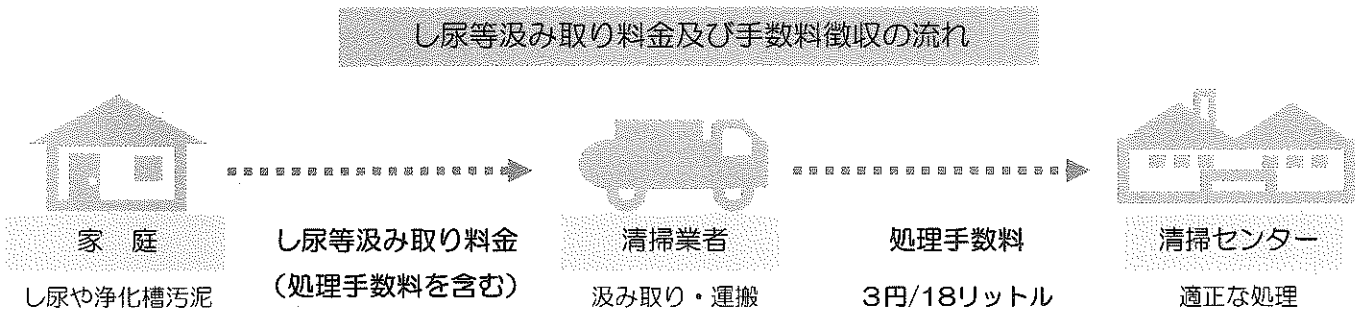


し尿処理施設「白河地方清掃センター」料金改定のお知らせ

白河市・矢吹町・西郷村・泉崎村・中島村にお住まいの方で、「し尿や浄化槽汚泥（以下「し尿等」と表記）」の汲み取りを依頼している住民の方へのお知らせです。

し尿等の処理は、し尿汲み取り業者（以下「清掃業者」と表記）が汲み取ったものを「白河地方清掃センター（以下「清掃センター」と表記）」に持ち込み、清掃センターにおいて適正に処理しています。

し尿等の汲み取り料金は、清掃業者が徴収しますが、そのうちの一部（処理手数料）が清掃センターの運営経費に充てられています。



現在、清掃センターは、施設の老朽化により修繕費用が増大し、年間の運営経費に2億円を要している状況にあります。処理手数料としては18リットルあたり3円を負担いただき、年間でおおよそ500万円（2.5％）の収入となりますが、運営経費のほとんど（97.5％）は税金で賄われております。

このため、10月1日から、清掃センターの処理手数料を18リットルあたり41.4円（10リットルあたり23円）に改定することになりましたので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、今回の改定（値上げ）は、清掃センターの処理手数料についての案内になります。

し尿等汲み取り料金のイメージ			
	料金の内訳	現 在 令和8年9月まで	改 定 後 令和8年10月から
し尿汲み取り 180リットル あたり	清 掃 業 者 の 費 用	※1 ① 円	※1 ② 円
	処 理 手 数 料	30 円	414 円
	し 尿 汲 み 取 り 料 金	① + 30 円	② + 414 円
浄化槽清掃 1 m3を汲み 取った場合	清 掃 業 者 の 費 用	※1 ③ 円	※1 ④ 円
	処 理 手 数 料	166.5 円	2,300 円
	浄 化 槽 清 掃 料 金	③ + 166.5 円	④ + 2,300 円

※1 清掃業者の費用は清掃業者ごとに設定されています。

【注意】浄化槽汚泥の場合は、清掃、調整、水張り料金や法定点検費用等が別途必要となります。

皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

お問合せ：白河地方広域市町村圏整備組合 衛生課 電話 28－3558